

雇用に必要な経費の範囲とその確保について

「必要経費」に係るこれまでの取組・議論

(1) 労務費の行き渡りと併せて確保すべき必要経費に係るこれまでの取組・議論

◆改正後の建設業法第20条では、建設業者は、材料費、労務費、適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を記載した見積書を作成するよう努めなければならない、としている。

これまでの取組

- ・ 法定福利費については、社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が標準見積書を作成している。平成25年から、下請企業から元請企業への提出を一斉に開始
- ・ 安全衛生経費については、令和5年8月に、安全衛生対策項目の確認表の作成方法とひな形を、令和6年3月に安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成方法を示し、下請企業から元請企業への見積書の内訳明示を推進（一部の専門工事業団体では標準見積書も作成）
- ・ 建退共掛金については、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を推進

WGでこれまでに示された視点

- ・ 労務費の行き渡りと併せて、法定福利費や建退共についても行き渡りを徹底すべき
- ・ 法定福利費等が行き渡らず、結果的に労務費に食い込んでいるという実態もあるので、労務費の基準と併せて法定福利費等を併記すべき
- ・ 労務費や経費など、様々に見積もるべき額があるが、最終的な見積書にはどのような金額が明記されるのか整理すべき
- ・ 労務費以外の人を雇用するための経費、会社を維持するための経費、安全対策経費といった経費の扱いも検討すべき
- ・ 労務費の行き渡り・賃上げとともに、法定福利費等の必要経費が確保される新しい商習慣に向けた議論が必要



労務費の行き渡りと併せて、確保すべき「必要経費」の範囲を検討する必要

「必要経費」の範囲について(事務局案)

(2) 必要経費の範囲について

法定福利費

(事業主負担分)

- これまで、下請は、法定福利費が明示された見積書を元請に提出すること、元請は、これを尊重すること、を要請
- 各専門工事業団体でも法定福利費が明示された見積書作成のための標準見積書を整備
- 法定福利費は、建設業者が義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、これまで、「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 建設工事における労働災害防止対策を適切に実施するため、必要経費として確保する必要

建退共掛金

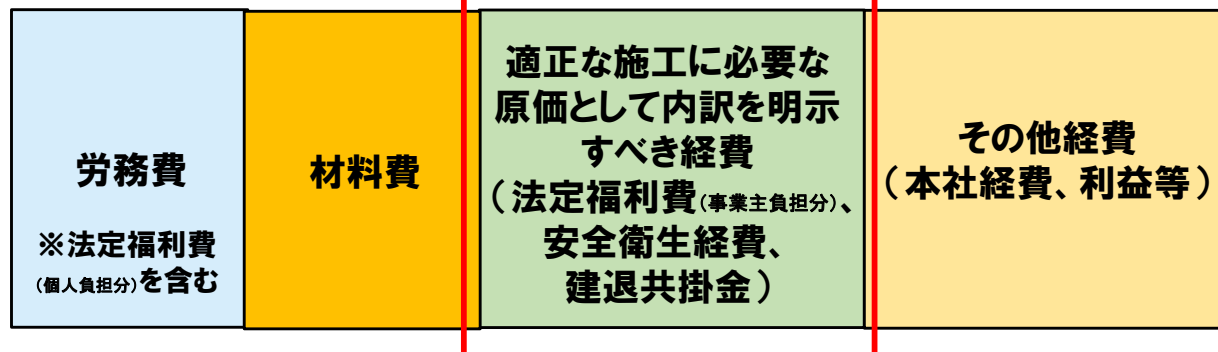
(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、建退共制度加入事業者は、雇用する労働者に対して賃金を支払う都度、納付しなければならないものであり、必要経費として確保する必要

方針(案)

- これまで、建設業法における「通常必要と認められる原価」として、適正な確保を求めてきた経費(法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金)といったものは、労務費のしわ寄せをまずもって防がなくてはならない必要経費と考える
- 請負契約という性質にも鑑み、上記以外にも必要な経費はあるが、見積書への明記等により内訳を明確にして下請企業まで行き渡らせる経費としては、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金が想定 ※右図赤枠部分

<工事価格の構成イメージ>



参考資料(資料2－4関係)

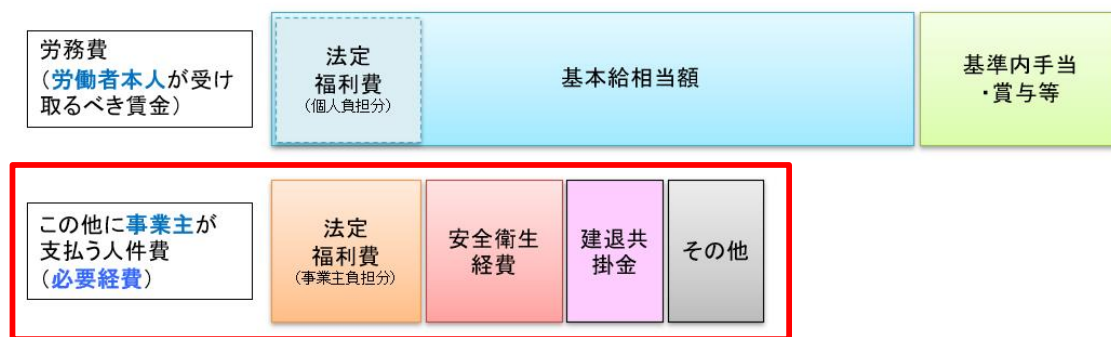
下請契約における必要経費を盛り込んだ見積り促進に向けて

- ✓ 技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓ 第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費**に加え、**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。

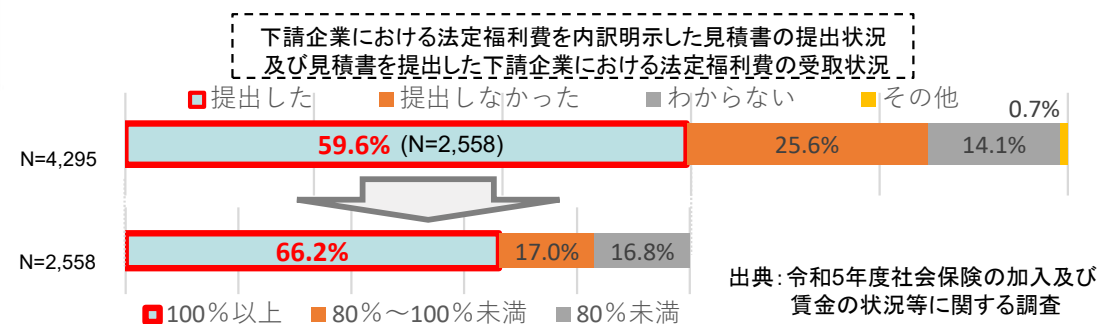
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化
- 併せて、著しく低い労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。
- **法の施行に向け、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となって取組を加速化させる必要。**

各経費に関連する規定・通知等

改正後の建設業法

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの**材料費、労務費及び**当該建設工事に従事する労働者による**適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの**(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の**内訳**並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した**建設工事の見積書**(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、材料費等記載**見積書に記載する材料費等の額は**、当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない**。

3 (略)

4 建設工事の**注文者は**、建設工事の請負契約を締結するに際しては、当該建設工事に係る材料費等記載**見積書の内容を考慮するよう努めるもの**とし、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。

5 (略)

6 建設工事の**注文者は**、第四項の規定により材料費等記載**見積書を交付した建設業者**(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)**に対し**、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために**通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない**。

7 前項の規定に**違反した発注者が**、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき**建設業者と請負契約**(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)**を締結した場合**において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした**国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告**をすることができる。

8 (略)

建設業法令遵守ガイドライン

○社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。(略)

○**これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費**であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

○このため、**元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある**。

○建設業者は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならないこととされている。このため、**下請負人は自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積もり、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示すべき**であり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

○加えて、上記の法定福利費と同様に、中小企業退職金共済法の規定に基づく建設業退職金共済制度の加入事業者が、公共工事、民間工事の別を問わず、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、納付しなければならない**建退共掛金についても、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、適正に確保することが必要**であり、元請負人が下請負人に対して、本来充当すべき掛金納付の辞退を求めることがないようしなければならない。

○労働安全衛生法は、建設工事現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、**労働災害防止対策**を講ずることを義務づけている。したがって、**当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである**。

○元請負人は、(略)見積条件の提示の際、**労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確にすることにより、下請負人が、自ら実施しなければならない労働災害防止対策を把握できるとともに、自ら負担しなければならない経費を適正に見積ることができるようにしなければならない**。

○**下請負人は**、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分をもとに、**自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積り、元請負人に交付する見積書に明示すべき**である。